

議案第13号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍法及び消防法に基づく事務に係る標準手数料の設定等が行われることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、建築基準法に基づく事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 戸籍法に基づく事務に係る手数料の設定（第2条関係）

戸籍法が一部改正され、戸籍証明書が本籍地以外で請求できることとなること等に伴い、戸籍法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

- (1) 本籍地以外での戸籍証明書の交付 450円
- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円
- (3) 本籍地以外での除籍証明書の交付 750円
- (4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円
- (5) 電子化された届書等情報の内容の証明書の交付 350円
- (6) 電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350円

2 消防法に基づく事務に係る手数料の引上げ（第4条関係）

消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に関する事務に係る手数料の額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
貯蔵最大数量 1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	1,450,000円	1,180,000円
貯蔵最大数量 5,000kℓ以上 10,000kℓ未満	1,720,000円	1,410,000円
貯蔵最大数量 10,000kℓ以上 50,000kℓ未満	1,920,000円	1,590,000円

貯蔵最大数量 50,000kℓ以上 100,000kℓ未満	2,360,000円	1,950,000円
貯蔵最大数量 100,000kℓ以上 200,000kℓ未満	2,740,000円	2,270,000円
貯蔵最大数量 200,000kℓ以上 300,000kℓ未満	5,640,000円	4,550,000円
貯蔵最大数量 300,000kℓ以上 400,000kℓ未満	7,240,000円	5,820,000円
貯蔵最大数量 400,000kℓ以上	8,790,000円	7,070,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が次のように改められることに伴い、同法及びこれに基づく国土交通省令を引用する規定を整備することとする。

改正後	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

4 建築基準法に基づく事務に係る手数料の設定（第9条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

- (1) 建築物の敷地に係る接道要件を適用除外とされる既存不適格建築物の大規模修繕等に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円
- (2) 道路内の建築制限を適用除外とされる既存不適格建築物の大規模修繕等に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円

[適用]

1 戸籍法に基づく事務に係る手数料の設定

令和6年3月1日

2 上記以外

令和6年4月1日